

守 生 ス 第 77 号
令和 7 年 6 月 2 日

守口市生涯学習援助基金活動助成金申請者 様

守口市 生涯学習・スポーツ振興課長

令和 7 年度守口市生涯学習援助基金活動助成金の申請について（お知らせ）

本市では、現在、令和 7 年度当初予算が暫定予算となったことから守口市生涯学習援助基金活動助成金（以下「助成金」という。）の助成金審査の日程が確定しておりません。

本助成金につきましては、原則、助成金の「交付決定前に対象活動を開始した場合は、助成金の交付を受けることができないこと」と規定されていますが、令和 7 年度においては、本助成金を希望されている活動に支障が生じることを鑑み、例外規定を適用し、交付決定前の活動に対しても『事前着手届』の提出があれば、事後の審査も可能とすることとしました。

ただし、助成金の審査において、不交付となった活動は、『事前着手届』が提出されていたとしても、助成金の交付対象にはなりませんので、その点をご理解いただいた上で、手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

なお、事前着手を希望する場合は、申請書類の提出時に、別紙『守口市生涯学習援助基金活動助成金交付決定前事前着手届』と合わせて『同意書』（2 部：申請者保管用及び市提出用）にご署名の上、提出をお願いいたします。

なお、助成金の審査につきましては、令和 7 年度当初予算可決後に改めて案内いたします。

本件に関する問い合わせ先：
守口市生涯学習・スポーツ振興課
担当：川畑・山崎
TEL：06-6995-3158